

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2 号 令和 4 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第 1 0 号 令和 5 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 6 号 令和 4 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 令和 4 年度岩国市市場事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 5 号 令和 5 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 1 6 号 令和 5 年度岩国市観光施設運営事業特別会計予算

議案第 1 7 号 令和 5 年度錦帯橋管理特別会計予算

議案第 1 8 号 令和 5 年度岩国市市場事業特別会計予算

議案第 2 6 号 岩国市にぎわい創出施設整備基金条例

議案第 3 3 号 岩国市企業誘致等促進条例の一部を改正する条例

以上 8 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 1 0 号 令和 5 年度岩国市一般会計予算についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

労働費の労働諸費の若者就職支援事業に関し、

委員中から、事業内容の拡充について質疑があり、

当局から、「この事業は、若者の人口流出や企業の人手不足といった課題がある中で、若者の定住に向けて、市内企業の魅力を発信し、企業の人材確保を図ることを目的としている。これまでは中高生を対象とした職業理解セミナーや保護者向けの就職活動情報の発信、SNS等を活用した若者向けの就職情報の発信を行ってきた。これらに加えて、令和 5 年度においては、市内企業の合同就職フェアの開催を検討している」との答弁がありました。

次に、農林水産業費の林業費の林業振興費の有害鳥獣捕獲事業に関し、

委員中から、物件委託料や報償費の内容についての質疑があり、

当局から、「有害鳥獣の捕獲を猟友会に委託しており、物件委託料は弾代や餌代、市内に設置した檻の管理料等の経費である。報償費は、捕獲した有害鳥獣の単価に合わせて隊員に支出している」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、「先日、玖珂町で猿が出没し、住民に危害を加える事件が発生したが、どのように捕獲したのか」との質疑があり、

当局から、「人的被害が生じたため、直ちに業者へ委託し、ICTを活用した遠隔操作の檻で捕獲した。これは、檻の前にカメラを取り付け、有害鳥獣が檻に入ったタイミング

でボタンを押すと、檻のシャッターが閉まるというもので、狙った獲物を捕まえる場合には有効である」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、「ICT機器を市が保有し、猟友会に貸し出すといった対応は取れないのか」との質疑があり、

当局から、「ICT等による先端技術の活用は、猟友会による試用体験の結果に鑑みると、有効であると認識している。ただし、動物愛護の観点から、出没すればすぐに捕獲し、処分するというわけにはいかないため、まずは侵入防止柵の設置など、地域で実践できる対策をしていただくことが重要である。そのため、令和5年度当初予算では、ICT機器を購入し、保有することは予定していないが、今後、課題解消のために効果的と判断される場合には、適宜検討していきたい」との答弁がありました。

次に、商工費の地域活性化推進費の岩国ブランド魅力発信事業に関し、

委員中から、事業内容についての質疑があり、

当局から、「市外に向けて、本市の生活環境や特産品などのブランドの魅力を発信し、本市への移住・定住の促進や関係人口の増加に取り組む事業である。来年度は、全国に向けた情報発信のために首都圏のテレビ局が持つ放送網等を活用することが有効と考え、地方の魅力を紹介するBS番組を通じた情報発信を検討している。この番組の視聴者には、地方や移住に関心を持った方が多いため、訴求力があると考えている。また、ユーチューブやSNS等の複数の媒体による継続的な情報発信が行われ、さらに、市の二次利用も認められていることから、岩国市のイベント等での活用も考えている。加えて、テレビ局のグループ会社が、番組で紹介された特産品等のインターネットでの販売や、それに関連した旅行ツアーの造成も行っており、視聴者が地域の特産品を購入したり、旅行ツアーに申し込む効果も期待できる」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度錦帯橋管理特別会計予算の審査におきまして、

錦帯橋費の錦帯橋管理費の一般管理費の錦帯橋創建350周年記念事業に関し、

委員中から、事業内容についての質疑があり、

当局から、「市民の皆様と一緒に祝いするようなイベントを考えており、一つは錦帯橋周辺での人文字の作成である。また、世界遺産登録の推進をPRするためのキャラクターの愛称を募集したり、このキャラクターにデジタル技術を活用して動きをつけたり会話ができるようにして、イベントにおいて活用したいと考えている。また、令和2年度に本市と包括連携協定を締結した株式会社読売新聞西部本社とともに、錦帯橋の歴史や本記念事業等の情報を掲載したパノラマ紙面を作製し、記念の冊子として市民の皆様へ配布することを検討している」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、市民への周知についての質疑があり、

当局から、「市民の皆様に、一緒にお祝いしたいという気持ちを持っていただくことは非常に重要と考えており、そのために錦帯橋の公式ホームページや市報等を効果的に活用して周知したい。また、錦帯橋350周年に係る企画を考えておられる民間企業や市民の方たちと連携を取り、350周年事業の企画の打ち出し方等にも協力をお願いしている。今後、錦帯橋350周年に向けた機運を高めていくために、市民の皆様に情報を発信していきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。  
以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。